

道路法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

		別表（第十九条関係）		改正案	
		別表（第十九条関係）		現行	
占用物件		占用物件		占用物件	
第一種電柱	第二種電柱	第一種電柱	第二種電柱	第一種電柱	第二種電柱
単位		単位		単位	
〇〇	二、四	〇〇	一、六	〇〇	二、一
〇〇	一、〇	〇〇	六六〇	九四〇	六六〇
六八〇		四四〇		六六〇	
五四〇		三五〇		五五〇	
四七〇		三〇〇		四八〇	
所在地		所在地		所在地	
地	第一級	地	第一級	地	第一級
地	第二級	地	第二級	地	第二級
地	第三級	地	第三級	地	第三級
地	第四級	地	第四級	地	第四級
地	第五級	地	第五級	地	第五級
占用料		占用料		占用料	

他の線類	地下に設ける電線その	地下に設ける電線その	共架電線その他上空に設ける線類	長さメートル	類	その他の柱	柱	第二種電話	柱	第二種電話	柱	第一種電話	一本につき一年	第二種電柱
八			一四	一四〇	〇〇	三、一	〇〇	二、三	〇〇	一、四	〇〇	三、三		
四			六	五九	〇〇	一、三		九五〇		五九〇		〇〇	一、四	
二			四	四〇		八七〇		六三〇		四〇〇		九二〇		
二			三	三二		六九〇		五〇〇		三二〇		七三〇		
二			三	二七		六〇〇		四四〇		二七〇		六三〇		

他の線類	地下に設ける電線その	地下に設ける電線その	共架電線その他上空に設ける線類	長さメートル	類	その他の柱	柱	第二種電話	柱	第二種電話	柱	第一種電話	一本につき一年	第二種電柱
七			二	二〇	〇〇	二、七	〇〇	一、九	〇〇	一、二	〇〇	二、八		
三			五	五五	〇〇	一、二		八七〇		五五〇		〇〇	一、三	
二			四	三九		八五〇		六二〇		三九〇		九〇〇		
二			三	三二		七〇〇		五一〇		三二〇		七四〇		
二			三	二八		六二〇		四五〇		二八〇		六五〇		

		法第三 十二條 第一項 第一号 に掲げ る工作 物			法第三 十二條 第一項 第一号 に掲げ る工作 物		
	路上に設け る変圧器	地下に設け る変圧器	変圧塔その 他これに類 するもの及 び公衆電話 所	郵便差出箱 及び信書便 差出箱			
表示面	一個に つき一 年	積一平 方メー トルに つき一 年	一個に つき一 年				
	一、四 〇〇	八五〇	二、八 〇〇	一、二 〇〇			
	五八〇	三五〇	一、二 〇〇	五〇〇			
	三九〇	二四〇	七九〇	三三〇			
	三一〇	一九〇	六三〇	二七〇			
	二七〇	一六〇	五四〇	二三〇			

		法第三 十二條 第一項 第一号 に掲げ る工作 物			法第三 十二條 第一項 第一号 に掲げ る工作 物		
	路上に設け る変圧器	地下に設け る変圧器	変圧塔その 他これに類 するもの及 び公衆電話 所	郵便差出箱 及び信書便 差出箱			
表示面	一個に つき一 年	積一平 方メー トルに つき一 年	一個に つき一 年				
	一、二 〇〇	七三〇	二、四 〇〇	一、〇 〇〇			
	五四〇	三三〇	一、一 〇〇	四六〇			
	三八〇	二三〇	七七〇	三三〇			
	三一〇	一九〇	六四〇	二七〇			
	二七〇	一七〇	五六〇	二四〇			

未満のもの 一メートル ル以上〇・ 〇七メートル 外径が〇・ の	〇七メートル 未満のもの の	外径が〇・ 〇七メートル の	その他のもの				広告塔					
			年	つき	トルに	方メー	積二平	占用面	年	つき	トルに	方メー
八五	五九				〇〇	二、八				〇〇〇	一九	
三五	二五				〇〇	一、二				〇〇	三、八	
二四	一七					七九〇				〇〇	一、七	
一九	一三					六三〇					九六〇	
一六	一一					五四〇					六七〇	

未満のもの 一メートル ル以上〇・ 〇七メートル 外径が〇・ の	〇七メートル 未満のもの の	外径が〇・ 〇七メートル の	その他のもの				広告塔					
			年	つき	トルに	方メー	積二平	占用面	年	つき	トルに	方メー
七三	五一				〇〇	二、四				〇〇〇	一九	
三三	二三				〇〇	一、一				〇〇	三、八	
二三	一六					七七〇				〇〇	一、九	
一九	一三					六四〇				〇〇	一、一	
一七	一一					五六〇					七六〇	

法第三十二條		法第三十一條		法第三十條		法第二十九條	
外径が〇・一メートル以上	外径が〇・二メートル以上	外径が〇・三メートル以上	外径が〇・四メートル以上	外径が〇・五メートル以上	外径が〇・六メートル以上	外径が〇・七メートル以上	外径が〇・八メートル以上
三〇	二五	二〇	一五	一〇	五	〇	〇
五三	四七	四一	三五	二九	二四	一九	一四
三六	三〇	二五	二〇	一五	一〇	五	〇
二八	二二	一七	一二	七	二	〇	〇
二四	一八	一三	八	三	〇	〇	〇

法第三十二條		法第三十一條		法第三十條		法第二十九條	
外径が〇・一メートル以上	外径が〇・二メートル以上	外径が〇・三メートル以上	外径が〇・四メートル以上	外径が〇・五メートル以上	外径が〇・六メートル以上	外径が〇・七メートル以上	外径が〇・八メートル以上
二〇	一五	一〇	五	〇	〇	〇	〇
四九	四三	三七	三一	二五	一九	一四	九
三五	二九	二四	一八	一二	六	〇	〇
二九	二二	一五	八	三	〇	〇	〇
二五	一八	一二	五	〇	〇	〇	〇

階数が	掲げる施設	法第三十二条第一項 第三号及び第四号に				
		満のもの	外径が〇・ 四メートル 以上〇・七 メートル未 満のもの	外径が〇・ 七メートル 以上一メー トル未満の もの	外径が一メ ートル以上 のもの	

階数が	掲げる施設	〇〇	二、八	〇〇	一、七	八五〇	五九〇	
		〇〇	一、二	〇〇	七二〇	三五〇	二五〇	
			七九〇		四七〇	二四〇	一七〇	
			六三〇		三八〇	一九〇	一三〇	
			五四〇		三三〇	一六〇	一一〇	

階数が	掲げる施設	法第三十二条第一項 第三号及び第四号に				
		満のもの	外径が〇・ 四メートル 以上〇・七 メートル未 満のもの	外径が〇・ 七メートル 以上一メー トル未満の もの	外径が一メ ートル以上 のもの	

階数が	掲げる施設	〇〇	二、四	〇〇	一、五	七三〇	五一〇	
		〇〇	一、一		六六〇	三三〇	二三〇	
			七七〇		四六〇	二三〇	一六〇	
			六四〇		三八〇	一九〇	一三〇	
			五六〇		三四〇	一七〇	一一〇	

しに際し、 祭礼、縁日 その他の催 積一平 方メー	の その他のも	の 地下に設け る通路	の 上空に設け る通路	法第三 十二條 第一項 第五号 に掲げ る施設			占用面 積一平 方メー	占用面 積一平 方メー			
				地下	街及 び地	下室			一のもの	階数が 三以上 のもの	階数が トルに つき一 年
一九〇	〇〇	〇〇	〇〇	九、七	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額				
三八	〇〇	〇〇	〇〇	一、九							
一七	七九〇	五二〇	八七〇								
一〇	六三〇	二九〇	四八〇								
七	五四〇	二〇〇	三四〇								

しに際し、 祭礼、縁日 その他の催 積一平 方メー	の その他のも	の 地下に設け る通路	の 上空に設け る通路	法第三 十二條 第一項 第五号 に掲げ る施設			占用面 積一平 方メー	占用面 積一平 方メー			
				地下	街及 び地	下室			一のもの	階数が 三以上 のもの	階数が トルに つき一 年
一九〇	〇〇	〇〇	〇〇	九、三	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額				
三八	〇〇	〇〇	〇〇	一、九							
一九	七七〇	五六〇	九三〇								
一一	六四〇	三二〇	五三〇								
八	五六〇	二三〇	三八〇								

										法第三	第十二条	第一項	第六号	に掲げ	る施設										
										の	その他のも				けるもの	一時的に設									
（ア）	看板	に設け	るもの	（ア）	一チ	であ	るも	のを	除く	）	表示面	積一平	方メー	トルに	つき一	表示面	積一平	方メー	トルに	つき一	日	つき一	トルに		

										法第三	第十二条	第一項	第六号	に掲げ	る施設										
										の	その他のも				けるもの	一時的に設									
（ア）	看板	に設け	るもの	（ア）	一チ	であ	るも	のを	除く	）	表示面	積一平	方メー	トルに	つき一	表示面	積一平	方メー	トルに	つき一	日	つき一	トルに		

四号	条第	第七	幕(第七号 第七号								標識		年								
				る物件	に掲げ	第一号	第七号	お旗	さ	祭礼、	縁日そ	他の	催しに		際し、	一時的	に設け	るもの	その他	のもの	月	年
一九〇	三	八	七	一	〇	〇	九	一	〇	三	八	七	一	〇	七	九	六	七	〇	〇	〇	〇
三	八	〇	〇	三	八	〇	〇	一	七	〇	七	〇	〇	〇	〇	六	三	〇	〇	〇	〇	〇
一	〇	七	〇	九	六	七	〇	一	〇	七	〇	〇	〇	〇	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
七				六	七	〇	七	七	七	〇	七	〇	〇	〇	四	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇

四号	条第	第七	幕(第七号 第七号								標識		年								
				る物件	に掲げ	第一号	第七号	お旗	さ	祭礼、	縁日そ	他の	催しに		際し、	一時的	に設け	るもの	その他	のもの	月	年
一九〇	三	八	七	一	〇	〇	九	一	〇	三	八	七	一	〇	三	八	七	〇	〇	〇	〇	〇
三	八	〇	〇	三	八	〇	〇	一	九	〇	七	〇	〇	〇	六	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	〇	七	〇	二	一	〇	〇	一	一	〇	一	〇	〇	〇	五	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八				七	六	〇	八	八	八	〇	八	〇	〇	〇	四	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第七條第二号に掲げる工作物	第七條第二号に掲げる工作物															
		ア					イ									
		車道を横断するもの	その他	もの	その他	もの	その他	を除外するもの	その他	もの	その他					
トルに	方メー	積一平	占用面	月	つき一	一基に	月	つき一	トルに	方メー	積一平	その面	日	つき一	トルに	
	〇〇	二、八	〇〇	九、七	〇〇	一九	〇〇	〇〇	〇〇	一、九						
	〇〇	一、二	〇〇	一、九	〇〇	三、八	〇〇	〇〇	〇〇	三、八〇						
		七九〇		八七〇	〇〇	一、七	〇〇	〇〇	〇〇	一七〇						
		六三〇		四八〇		九六〇				九六						
		五四〇		三四〇		六七〇				六七						

第七條第二号に掲げる工作物	第七條第二号に掲げる工作物															
		ア					イ									
		車道を横断するもの	その他	もの	その他	もの	その他	を除外するもの	その他	もの	その他					
トルに	方メー	積一平	占用面	月	つき一	一基に	月	つき一	トルに	方メー	積一平	その面	日	つき一	トルに	
	〇〇	二、四	〇〇	九、三	〇〇	一九	〇〇	〇〇	〇〇	一、九						
	〇〇	一、一	〇〇	一、九	〇〇	三、八	〇〇	〇〇	〇〇	三、八〇						
		七七〇		九三〇	〇〇	一、九	〇〇	〇〇	〇〇	一九〇						
		六四〇		五三〇	〇〇	一、一	〇〇	〇〇	〇〇	一一〇						
		五六〇		三八〇		七六〇				七六						

る施設		年	つき一	占用面	積一平	方メー	トルに	つき一	月	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	
上空に設け	もの																			
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	た額	三を乗じて得	〇一	Aに〇	二八〇	〇〇														
	た額	五を乗じて得	〇一	Aに〇	一一〇															
	た額	七を乗じて得	〇一	Aに〇	七九															
	た額	九を乗じて得	〇一	Aに〇	六三															
	た額	四を乗じて得	〇二	Aに〇	五四															

る施設		年	つき一	占用面	積一平	方メー	トルに	つき一	月	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	第七号に掲げる施設	
上空に設け	もの																			
Aに〇・〇二を乗じて得た額	た額	二を乗じて得	〇一	Aに〇	二四〇	〇〇														
	た額	四を乗じて得	〇一	Aに〇	一一〇															
	た額	六を乗じて得	〇一	Aに〇	七七															
	た額	七を乗じて得	〇一	Aに〇	六四															
	額	を乗じて得た	〇二	Aに〇	五六															

建築物	急仮設	げる心	号に掲	第七條	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	車場	動車駐	及び自	る施設	に掲げ	第十号	第七條	建築物	に掲げ	る施設	その他のもの
-----	-----	-----	-----	-----	-------------------------	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------

年
つき一
トルに
方メー
積一平
占用面

Aに〇・〇二四を乗じて得た額	た額	じて得	三を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	九を乗	・〇〇	Aに〇	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	た額	じて得	九を乗	・〇〇	Aに〇
	た額	じて得	五を乗	・〇一	Aに〇	額	て得た	を乗じ	・〇一	Aに〇		額	て得た	を乗じ	・〇一	Aに〇
	た額	じて得	七を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	二を乗	・〇一	Aに〇		た額	じて得	二を乗	・〇一	Aに〇
	た額	じて得	九を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	四を乗	・〇一	Aに〇		た額	じて得	四を乗	・〇一	Aに〇
	た額	じて得	四を乗	・〇二	Aに〇	た額	じて得	七を乗	・〇一	Aに〇		た額	じて得	七を乗	・〇一	Aに〇

建築物	急仮設	げる心	号に掲	第七條	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	車場	動車駐	及び自	る施設	に掲げ	第十号	第七條	建築物	に掲げ	る施設	その他のもの
-----	-----	-----	-----	-----	-------------------------	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------

年
つき一
トルに
方メー
積一平
占用面

Aに〇・〇二を乗じて得た額	た額	じて得	二を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	九を乗	・〇〇	Aに〇	Aに〇・〇二を乗じて得た額	た額	じて得	九を乗	・〇〇	Aに〇
	た額	じて得	四を乗	・〇一	Aに〇	額	て得た	を乗じ	・〇一	Aに〇		額	て得た	を乗じ	・〇一	Aに〇
	た額	じて得	六を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	一を乗	・〇一	Aに〇		た額	じて得	一を乗	・〇一	Aに〇
	た額	じて得	七を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	二を乗	・〇一	Aに〇		た額	じて得	二を乗	・〇一	Aに〇
	額	て得た	を乗じ	・〇二	Aに〇	た額	じて得	四を乗	・〇一	Aに〇		た額	じて得	四を乗	・〇一	Aに〇

の その他のもの	設 げ る 施 の もの	第十三号に掲げる施 の もの	第七 条 路 （ 高 架 の 路 ） に 限 る もの	自動車専用 道 若 し く は 自 動 車 専 用 道	自動車 国 道 上 又 は 高 速 自 動 車 国 道	トンネル の 上 又 は 高 速 自 動 車 国 道	第七 条 第 十 二 号 に 掲 げ る 器 具	の 其 他 の もの
								の 其 他 の もの

Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇一	Aに〇・〇一	Aに〇・〇一	Aに〇・〇一	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
								Aに〇・〇三四を乗じて得た額
								Aに〇・〇三四を乗じて得た額
								Aに〇・〇三四を乗じて得た額
								Aに〇・〇三四を乗じて得た額

の その他のもの	設 げ る 施 の もの	第十三号に掲げる施 の もの	第七 条 路 （ 高 架 の 路 ） に 限 る もの	自動車専用 道 若 し く は 自 動 車 専 用 道	自動車 国 道 上 又 は 高 速 自 動 車 国 道	トンネル の 上 又 は 高 速 自 動 車 国 道	第七 条 第 十 二 号 に 掲 げ る 器 具	の 其 他 の もの
								の 其 他 の もの

Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇一	Aに〇・〇一	Aに〇・〇一	Aに〇・〇一	Aに〇・〇二八を乗じて得た額
								Aに〇・〇二八を乗じて得た額
								Aに〇・〇二八を乗じて得た額
								Aに〇・〇二八を乗じて得た額
								Aに〇・〇二八を乗じて得た額

備考	<p>一〇七 (略)</p> <p>八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一〇・〇一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一〇・〇一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p>
備考	<p>一〇七 (略)</p> <p>八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。</p>

備考	<p>一〇七 (略)</p> <p>八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。</p>
備考	<p>一〇七 (略)</p> <p>八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。</p>